

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令参照条文

目次

◎	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	1
◎	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	3

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

第四条（略）

2・3（略）

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5～7（略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三（略）

四 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要がある、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

五～八（略）

3～6（略）

（個体等の所有者等の義務）

第七条 希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品（以下「個体等」と総称する。）の所有者又は占有者は、希少野生動植物種を保存することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うように努めなければならない。

（譲渡し等の禁止）

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～五（略）

六 第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し等をする場合

七〇九 (略)
2 (略)

(輸出入の禁止)

第十五条 (略)

2 特定第一種国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三項又は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

(陳列又は広告の禁止)

第十七条 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的でその陳列又は広告をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定第一種国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等(特別特定器官等を除く。)、第九条第三号に該当して捕獲等をした国内希少野生動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の四第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

二 (略)

(個体等の登録)

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの(以下この章において「登録要件」という。)に該当するもの(特定器官等を除く。)の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

2 (略)

(経過措置)

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（国内希少野生動植物種等）

第一条（略）

2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。

3・4（略）

（希少野生動植物種の卵及び種子）

第二条 法第六条第二項第四号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 次に掲げる規定に掲げる種の卵

イ 別表第一の表一

ロ 別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの(3)の1の項、(4)の1の項、3の項及び4の項、(7)並びに(9)の1の項、ロの(1)並びに二

ハ 別表第二の表一

ニ 別表第二の表二の第一の二

三（略）

（希少野生動植物種の器官）

第三条 法第六条第二項第四号の政令で定める器官は、別表第五の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

（希少野生動植物種の加工品）

第四条 法第六条第二項第四号の政令で定める加工品は、次に掲げるものとする。

一 希少野生動植物種の個体の剥製その他の標本（剥製として製作する過程のものを含み、さく葉標本（植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。）を除く。）

二 別表第五の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の加工品の欄に定める物品（これらの物品として製造する過程のものを含む。）

（個体等の輸出入の要件）

第七条（略）

2 法第十五条第一項ただし書の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であつた器官又はその個体若しくはその個体の一部であつた器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。）である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書）が添付されていること又は別表第一の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3 (略)

(個体等の登録の要件)

第八条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。
- 二 別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）^イ、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）^ロ、器具（当該取得又は輸入に係る器具を材料として製造された加工品を含む。）^ハ、又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）^ニであること。
- 三 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可を受けて輸入された個体（当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）^イ、器官（当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）^ロ、又は加工品（当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）^ハであつて、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。
- イ 商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。
- ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）^イ、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）^ロ、又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）^ハであることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。
- ハ 別表第七の種名の欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の個体群の欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の個体等の欄に定める個体等（当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。）であること。

別表第二 国際希少野生動植物種（第一条、第二条、第八条関係）

表二

項	種名	適用日
第一 動物界		
一 哺乳綱		
イ 偶蹄目		
ロ 食肉目		
(1)～(3) (略)		
(4) いたち科		
1	(略)	(略)
2	<i>Aonyx cinerea</i> (コツメカワウソ)	令和元年11月26日
3 ～ 11	(略)	(略)
(略)		
ヌ 奇蹄目		
(1) うま科		
1 ～ 3	(略)	(略)
4	<i>Equus hemionus khur</i> (ペルシャノロバ)	昭和55年11月4日
5	<i>Equus przewalskii</i> (モウコノウマ)	昭和55年11月4日
(2)・(3) (略)		
ル (略)		
ヲ 霊長目		
(1) アテリダエ科		
1	<i>Alouatta coibensis</i> (コイバホエザル)	昭和55年11月4日
2 ～ 8	(略)	(略)
(2)～(5) (略)		

(6) ひと科		
1 ～ 4	(略)	(略)
5	<i>Pongo pygmaeus</i> (オランウータン)	昭和55年11月4日
(7)～(12) (略)		
ワ (略)		
カ 齧 ^{げっ} 歯目		
(1) (略)		
(2) りす科		
1	<i>Cynomys mexicanus</i> (メキシコプレー リードッグ)	昭和55年11月4日
ヨ (略)		
二 鳥綱		
イ～ホ (略)		
へ たか目		
(1) たか科		
1 ・ 2	(略)	(略)
3	<i>Chondrohierax uncinatus wilsonii</i> (キューバカギハシトビ)	昭和55年11月4日
4 ～ 6	(略)	(略)
(2) (略)		
(3) はやぶさ科		
1 ～ 3	(略)	(略)
4	<i>Falco pelegrinoides</i> (アカエリハヤ ブサ)	昭和55年11月4日
5	(略)	(略)

～		
7		
ト (略)		
チ つる目		
(1) つる科		
1	<i>Balearica pavonina</i> (カンムリヅル)	令和元年11月26日
2	<i>Grus canadensis nesiototes</i> (キューバカナダヅル)	昭和55年11月4日
3	(略)	(略)
(2)・(3) (略)		
リ すずめ目		
(1)～(5) (略)		
(6) やいろちょう科		
(7) むくどり科		
(8) (略)		
ヌ～ヲ (略)		
ワ おうむ目		
(1)・(2) (略)		
(3) いんこ科		
1		
～	(略)	(略)
32		
33	<i>Psephotus dissimilis</i> (ヒスイインコ)	昭和55年11月4日
34	<i>Psephotus pulcherrimus</i> (ゴクラクインコ)	令和3年1月4日
35		
～	(略)	(略)
39		
カ～ツ (略)		
三 ^は 爬虫綱		
イ・ロ (略)		
(1)～(6) (略)		

(7) かなへび科		
(8) おおとかげ科		
(9) (略)		
ニ ヘビ亜目		
(1) ボア科		
1	(略)	(略)
2	<i>Boa constrictor occidentalis</i> (ボア コンストリクター)	昭和62年10月22日
3	<i>Epicrates inornatus</i> (バヴァチボ ア)	昭和55年11月4日
4	<i>Epicrates monensis</i> (モナボア)	昭和58年7月29日
5	<i>Epicrates subflavus</i> (ジャマイカボ ア)	昭和55年11月4日
6	(略)	(略)
(2) (略)		
(3) にしきへび科		
1	<i>Python molurus molurus</i> (インドニシ キヘビ)	昭和55年11月4日
(4) (略)		
ホ かめ目		
(1)~(4) (略)		
(5) いしがめ科		
1	(略)	(略)
2	<i>Batagur baska</i> (ヨツユビガメ)	昭和55年11月4日
3	<i>Cuora bourreti</i> (ラオスモエギハコガ メ)	令和元年11月26日
4	<i>Cuora picturata</i> (カンボジアモエギ ハコガメ)	令和元年11月26日
5 ~ 9	(略)	(略)
(6) おおあたまがめ科		
(7) (略)		

(8) すっぽん科		
1 ～ 4	(略)	(略)
5	<i>Nilssonia hurum</i> (フルムスッポン)	昭和55年11月4日
6	<i>Nilssonia nigricans</i> (ウスグロスッポン)	昭和55年11月4日
四 両生綱		
イ 無尾目		
(1) ひきがえる科		
1	(略)	(略)
2	<i>Amietophrynus channingi</i> (アミエト フリユヌス・カンニンギ)	昭和55年11月4日
3	<i>Amietophrynus superciliaris</i> (カメ ルーンヒキガエル)	昭和55年11月4日
4 ～ 6	(略)	(略)
7	<i>Nimbaphrynooides</i> 属 (ニシコモチヒキ ガエル属) 全種	昭和55年11月4日
(2) (略)		
ロ (略)		
(略)		

別表第五 器官及び加工品 (第三条、第四条関係)

項	科名	器官	加工品
第一 動物界			
一 哺乳綱			
イ～ヌ (略)			
二 (略)			
三 ^は 爬虫綱			
イ～ハ (略)			
ニ かめ目			

1 ～ 3	(略)	(略)	(略)
4	いしがめ科	皮、甲	皮革製品、甲製品
5	りくがめ科	甲	甲製品
四 (略)			
(略)			

別表第七 登録対象個体群（第八条、第九条関係）

項	種名	個体群	個体等
1 ～ 19	(略)	(略)	(略)
20	<i>Caiman latirostris</i> (クチビロカイマン)	アルゼンチンの個体群	個体、加工品
21 ～ 24	(略)	(略)	(略)
25	<i>Crocodylus porosus</i> (イリエワニ)	オーストラリア、インドネシア、マレーシア及びパプアニューギニアの個体群	個体、加工品
26	(略)	(略)	(略)
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。			